

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型
S型）「難工事指定の試行対象工事」「建設業法第
26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技
術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」
である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対し
て総合評価における加点を行う工事である。

令和4年10月3日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 総務省第二庁舎（22）建築改修そ
の他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象
案件）

(3) 工事場所 東京都新宿区若松町95-1

(4) 工事内容

敷地面積 24,140m²

1. 建物

1) 第二庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階

地下2階塔屋2階

建築面積 約4,900m²

延べ面積 約34,800m²

用途 庁舎

工事内容 耐震(免震)改修工事

2) 渡り廊下(1)

構造 鉄骨造 地上1階

建築面積 約90m²

延べ面積 約90m²

工事内容 第二庁舎耐震改修工事に伴う改修工事

2. その他 工作物、外構、エレベーター設

備 他

(5) 工期 契約締結の翌日から令和8年1月30日

まで。(指定部分：令和6年3月15日まで。)

- (6) 使用する主要な資機材 コンクリート 約
3,500m³、鉄筋 約560 t、鉄骨 約130 t
- (7) 本工事は、入札時に技術提案 [VE提案] を受け
付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃
上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以
外の要素を総合的に評価して落札者を決定する
[総合評価落札方式（技術提案評価型S型）] の工
事である。また、品質確保のための体制その他
の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確
実に実現できるかどうかについて審査し、評価
を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行
工事である。また、本工事は、契約締結後に施
工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試
行工事である。
- (8) 本工事は資料提出、入札等を電子入札シス
テムで行う対象工事である。ただし、電子入札
システムによりがたいものは、発注者の承諾を
得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙
入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契
約課に承諾願を提出するものとする。

詳細は、入札説明書による。

(9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事

である。詳細は、入札説明書別表－1による。

①「ワンデーレスポンス」実施工事

②完成時の工事成績評定の結果により、総合

評価落札方式の加算点等を減ずる試行工

事

③建設リサイクル法対象工事

④現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者

の兼務を認めない試行工事

⑤難工事指定工事

⑥CCUS活用推奨モデル営繕工事

⑦週休2日促進工事（発注者指定方式）

(10) 本工事は、工事成績相互利用登録機関が発

注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以

下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工

事成績評定点を競争参加資格とする工事である。

詳細は入札説明書による。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対

象工事である。詳細は入札説明書による。

(12) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

(1) 次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年10月3日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から総務省第二庁舎（22）建築改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第

71条の規定に該当しない者であること。

② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③ 単体有資格者又は特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構

成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。

- ④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- ⑤ 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）
- （ア） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の構造体の耐震

(免震に限る。) 改修工事

(イ) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の免震構造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者、他の構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。（共同企

業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

上記（ア）、（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- ⑥ 工事全般の施工計画が適正であること。
- ⑦ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑧ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受

託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。

- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。なお、専任を要しない期間は契約締結の翌日から令和5年2月14日までを予定する。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は入札説明書による。

② 1人の者が、平成19年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記

(ア) 又は (イ) のいずれかの要件を満たす同種工事の経験を有すること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進PPPに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は入札説明書による。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用

しない。)

(ア) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の構造体の耐震改修工事（耐震スリットのみの改修は除く。）

(イ) 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の免震構造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。また、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、経験として認めない。

上記（ア）、（イ）の経験が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任（監理）技術者が上記（ア）又は（イ）のいずれかの工事経験を有していればよい。

なお、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

④ 配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を入札説明書別記様式－1－1で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。

- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案〔VE提案〕」、「工事全般の施工計画」、「賃上げの実施に関する評価」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落

札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を64点とする。

② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)、(ウ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(エ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案 [VE提案] の項目として「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

(エ) 施工体制 (施工体制評価点)

③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は

入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- ④ ②(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面並びに標準仕様書に規定する標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②(ア)の技術提案〔VE提案〕、②(イ)の工事全般の施工計画、②(ウ)賃上げの実施に関する評価並びに②(エ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②(ア)の技術提案〔VE提案〕を行わない者は、②(イ)(ウ)(エ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「品質確保及び生産性向上に関する

る具体的な提案」の技術提案〔VE提案〕については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、V（30点）、IV（23点）、III（15点）、II（8点）、I（3点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、V（30点）、IV（23点）、III（15点）、II（8点）、I（0点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

②(ウ)の「賃上げの実施に関する評価」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、賃上げの実施を表明し、評価基準を満たした企業等に対し、4点の加算点を与える。なお、賃上げの実施を表明しない場合、又は表明内容が評価基準を満たしていない場合は0点とする。

- (3) (2)②(ア)、(イ)、(ウ)の評価基準の詳細は入札説明書による。
- (4) (2)②(ア)「品質確保及び生産性向上に関する具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。
- (5) (2)②(イ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。
- (6) (2)②(ウ)で求めた、賃上げの実施に関する評価については、受注者の事業年度等が終了した後、実施の確認を行った結果、実施を確認するための書類が提出されない場合、表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合、本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、関東地方整備局総

務部契約課が通知する減点措置の開始の日から1年間に政府調達総合評価落札方式による入札公告が行われる調達に参加する場合、本取組により加点する割合よりも大きな割合（関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）が調達する案件については1点大きな配点）の減点を行う。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話 048-601-3151（代）内線2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mli.t.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。
交付期間は令和4年10月3日から令和5年1月11日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）

第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記(1)に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、令和4年10月3日から令和5年1月11日までの休日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。ただし最終日は、9時15分から12時00分までとする。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和4年10月3日から令和4年10月28日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和4年10月3日から令和4年10月28日までの休日を除く毎日、9時15分から

18時00分まで（最終日は15時00分まで）に上記
4(1)へ郵送、託送又は電子メール（書留郵便
等、記録の残るものに限る。電子メールの場合
は着信確認を行うこと。以下「郵送等」とい
う。）又は持参すること。

- (4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、
場所及び方法 令和4年11月28日から令和5年
1月11日まで 〒330-9724 埼玉県さいたま
市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁
舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課
契約第二係
電話048-601-3151(代) 郵送（書留郵便に限る。
提出期間内必着。）又は託送（書留郵便等、記
録の残るものに限る。提出期間内必着。）によ
り提出すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の
提出方法 入札書は、電子入札システムにより
提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場
合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留
郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

- ① 電子入札システムによる入札の締め切りは、
令和5年1月11日12時00分。
- ② 持参による入札の受領期限は、令和5年1
月11日12時00分 関東地方整備局総務部契
約課にて入札すること。
- ③ 郵送等による入札の受領期限は、令和5年
1月11日12時00分 送付先は、関東地方整
備局総務部契約課契約第二係。

開札は、令和5年1月16日11時00分関東地
方整備局総務部契約課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（休日は
除く。）を予定する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語
及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日
本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行
さいたま新都心支店））。ただし、利付国債

の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 上記3(1)①に定めると

ころに従い、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするところがある。なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 契約締結後のVE提案 契約締結後、受注者は、

設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提

案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は現場説明書等による。

- (6) 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (7) 本工事に係る申請書及び資料の提出にあたって、技術提案〔VE提案〕により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書〔VE提案〕を提出すること。ただし、技術提案〔VE提案〕が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加ができる。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は入札説明書参照。）。

- (8) 専任の監理技術者の配置を義務付けられて
いる工事において、調査基準価格を下回った価
格をもって契約する場合には、監理技術
者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を
求めることがある（詳細は入札説明書参照。）。
- (9) 手続における交渉の有無 無。
- (10) 契約書作成の要否 要。
- (11) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契
約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 無
- (12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限
る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒア
リングに際して追加資料の提出を求めることが
ある。
- (13) 技術提案の採否 技術提案の採否について
は、競争参加資格の確認の通知に併せて通知す
る。
- (14) 競争参加資格の確認の通知において、VE提案
により競争参加資格を認められた者は当該提案
に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、

標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

(15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記
4 (1)に同じ。

(16) 一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加 上記 2
(1)に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記 4
(3)により申請書及び資料を提出することができ
るが、競争に参加するためには、開札の時に
おいて、当該一般競争参加資格又は特定建設工
事共同企業体の認定を受け、かつ、競争参加資
格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、
「競争参加者の資格に関する公示」（令和 2 年
10 月 1 日付け国土交通省大臣官房会計課長、
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公
示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設
共同企業体である場合においては、その代表
者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場

合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、関東地方整備局総務部契約課(〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階 電話048-601-3151(代))においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(17) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity :HIROSE Masayoshi
Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Ministry of Internal Affairs and Communications second building (22)
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3:00 P.M. 28 October 2022.
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 11 January 2023 (tenders brought with or submitted by mail : 12:00 P.M. (noon) 11 January 2023).
- (6) Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Build-

ing Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou Ward,
Saitama City, Saitama Prefecture 330-97
24 Japan TEL 048-601-3151 (ex2525)

競争参加者の資格に関する公示

総務省第二庁舎（22）建築改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和4年10月3日

関東地方整備局長 廣瀬 昌由

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 工事名 総務省第二庁舎（22）建築改修その他工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

2 工事場所 東京都新宿区若松町95-1

3 工事内容

敷地面積 24,140m²

1. 建物

1) 第二庁舎

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階

地下2階塔屋2階

建築面積 約4,900m²

延べ面積 約34,800m²

用途 庁舎

工事内容 耐震(免震)改修工事

2) 渡り廊下 (1)

構造 鉄骨造 地上1階

建築面積 約90m²

延べ面積 約90m²

工事内容 第二庁舎耐震改修工事に伴う改
修工事

2. その他 工作物、外構、エレベーター設 備 他

工期 契約の翌日から令和8年1月30日まで
(指定部分：令和6年3月15日まで。)

4 申請の時期

令和4年10月3日から令和4年10月28日まで
(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

なお、令和4年10月31日以降当該工事に係る
開札の時まで(日曜日、土曜日、及び祝日を除
く。)においても、随時、申請を受け付けるが、
当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参

加できないことがある。

5 申請の方法

(1) 申請書の入手方法 「競争参加資格審査申

請書（特定建設工事）」（以下「申請書」とい

う。）は、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp>）から入手するもの

とする。

(2) 申請書の提出方法 申請者は、申請書に次

に掲げる書類を添付して電子入札システムに

より提出すること。また、入札説明書に示す

ところによる一定の理由がある場合は郵送又

は託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。

）により提出すること。ただし、発注者の承諾

を得て紙入札方式による場合は下記に示す申

請書の提出場所に郵送、託送又は持参により

提出すること。

① 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（6(5)の条件を満たすものに限る。）の写し。

② 6(2)の要件を満たすことを判断できる工

事の施工実績を記載した書類（様式は、当

該工事の「入札公告（建設工事）」（令和4年10月3日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式－2－1及び2－2を使用すること。）

紙入札による場合の提出場所

〒330－9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2－1

さいたま新都心合同庁舎2号館17階

関東地方整備局総務部契約課

工事契約調整係 電話048－601－3151(代)

(3) 申請書等の作成に用いる言語 申請書及び

添付書類は、日本語で作成すること。

6 特定建設工事共同企業体としての資格及びそ

の審査「競争参加者の資格に関する公示」(令和

2年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課

長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。

以下「令和2年10月1日付け公示」という。)5

(建設工事)の①から⑤までに該当する者を構

成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲

げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和2年10月1日付け公示6の（建設工事）(1)に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び(2)に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成 特定建設

工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者2社の組合せとする。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長

(以下「局長」という。)が別に定める手続に基づき一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- ② 特定建設工事共同企業体の代表者は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)

特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（①の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上で

あること。

- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 構成員の技術的要件等 特定建設工事共同

企業体の構成員は、令和4年10月28日において次の要件を満たすものとする。

① 平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）又は（イ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

（ア） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物の構造体の耐震（免震に限る。）改修工事

（イ） 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の免震構造の建築物の新築又は増築工事（躯体、外装及び内装を含むものに限る。）

ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。また、軽微

なもの（請負代金額が500万円未満の工事）
は、実績として認めない。

特定建設工事共同企業体にあつては、代表者、他の構成員のそれぞれが上記（ア）又は（イ）のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）

上記（ア）、（イ）の実績が国土交通省が発注した工事又は工事成績相互利用対象工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）の建築
工事業につき、許可を有しての営業
年数が5年以上あること。ただし、相当の

施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の建築工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件 特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者要件 特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5) 特定建設工事共同企業体の協定 特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月1日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」

(昭和53年11月 1 日付け建設省茨計振第771

号) の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書 (甲)」によるものとする。

- 7 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
- 6 (1)①の認定 (6 (1)①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も 4 及び 5 により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、6 (1)①の認定を受けていない構成員が 6 (1)①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、6 (1)①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに 6 (1)①の認定を受けていないとき又は 6 (1)①の一般競争参加資格がないとの認定 (6 (1)①の局長が別に定める手続における一般

競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者あっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「総務省第二庁舎(22)建築改修その他工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時に、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければな

らない。